

総合評価書要旨

1. 評価対象施策

子ども・子育て支援の推進、特定教育・保育施設等利用の推進、地域における子ども・子育て支援対策の推進

2. 評価対象期間

平成 27 年度～令和元年度

3. 施策の目的

少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）第 7 条に基づく少子化社会対策大綱（平成 27 年 3 月 20 日閣議決定）等に基づき、少子化社会対策を総合的に推進する。

4. 評価結果の概要

（1）必要性

2019 年の出生数は 90 万人を割り込み、我が国の少子化の進行は深刻さを増している。少子化の進行は、人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化を通じて、労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準の低下など、結婚しない人や子供を持たない人を含め、社会経済に多大な影響を及ぼすものであり、結婚、妊娠・出産、子育ての問題の重要性を社会全体として認識し、少子化に真正面から立ち向かう時期に来ている。

（2）効率性 及び （3）有効性

政府では、2015 年 3 月に第 3 次となる少子化社会対策大綱を策定し、個々人が結婚や子供についての希望を実現でき、安全かつ安心して子供を産み育てられる環境の整備に向けて、少子化対策を総合的に推進してきた。第 3 次大綱に基づく取組に加え、幼児教育・保育の無償化や高等教育の修学支援など、少子化対策に関わる取組を不断に進めてきたが、依然として個々人の結婚や子供についての希望がかなえられていない状況があることから、より一層の取組が必要である。